

福岡県動物愛護推進員ニュース

福岡県動物愛護推進協議会

<http://www.fukuoka-douai.jp/>



人と動物が共生できる社会づくりのため地域に密着した動物愛護の普及啓発活動ニュース

人と動物の共生と福祉を目指して

動物愛護教室 実施報告

宗像・遠賀支部 **日時** 令和4年9月17日



芦屋町教育委員会が実施している「あしやハンズ・オン・キッズ」に参加した小学4～6年生15名に「いのちの大切さと思いやりの心」を学んでもらうために愛護教室を開きました。

教室では犬の習性や老犬の話、捨てられた動物等の講義を行い、開催後のアンケートでは、「『要らない』と言われて捨てられることに腹が立つ」、「命を大切にしていきたい」等々感じたことを記入されていました。

宗像・遠賀支部／京築支部

京築支部 **日時** 令和4年10月11日



「老犬・老猫との暮らし方教室」

老化とともに現れる犬や猫の身体的、行動的变化を知ってもらい、愛犬・愛猫が老後を迎えた際の介護方法や心構えをお伝えしました。また、老猫の爪切り、老犬に必要な手入れやおむつの装着等を、モデル犬猫を用いて実演しました。参加者は実際に高齢犬猫を飼っている方が多く、心構えや犬のシニア期のトレーニングが大変勉強になったとご好評いただきました。

犬を飼う前に考えて欲しい10のこと。

あなたは **ほんとう** に犬を飼えますか？

犬と暮らし始めるとたくさんの「困ったこと」や「思いもよらないこと」もありますが、「違う種」と過ごすわけですから、将来を考える事が重要です。

1 家族 **みんなで** 愛してください

ぼくたちは犬です。ぬいぐるみではありません。
みなさんでお世話ができますか？みんなで愛してくれますか？
家族の生活スタイルに合った犬ですか？家族みんなでよく話し合ってください。



2 犬の習性を **理解して** ください

ぼくたちのことを知っていますか？大きな声で吠えたり、穴を掘ったり、走りまわったり、物をこわしたり、ひまだったら何でもしてしまいます。ぼくたちには当たり前のことなんです。犬のお勉強から始めてください。



3 犬と **向き合う** 時間を、たっぷりとってください

ぼくたちといっぱい遊んでください。
一日一回のご飯だけのふれあいはさみしすぎるし、ずっとお留守番はつらいです。
ぼくたちは家族という時間がいちばんしあわせです。



4 社会のルールを守って、**マナー** を良くしてください

ぼくたちではできないこと。
まず住所登録して、狂犬病の予防注射を受けてください。住所がないのは悲しいです。
リードをつけてお散歩して、ウンチやおシッコは片付けてください。
ぼくたちも家族の一員に、社会の一員にしてください。



5 不幸な繁殖 **はしたく** はありません

不適切な繁殖で増えたぼくたちの仲間が殺処分されています。
母親と一緒に小さな子どもまで・・・
ぼくたちは子どもをそんな目にあわせたくないから、手術をうけさせてください。



6 **安心** して過ごせる **場所** をください

外につなかれたままの生活は苦痛です。
雨風をしおぎ、暑いときは涼しいところ、寒いときには暖がとれるところを与えてください。ぼくたちだって快適に過ごしたいのです。



7 **生きてる** から、**お金** だってかかります

病気になったときは動物の病院に連れて行ってください。
病気にだってかかります。入院をすることもあります。
ぼくたちは自分でお金を得ることができません。
すべてにおいて飼い主さんが頼ります。



8 **きちんと** 「しつけ」 をしてください

ぼくたちは犬だから、人の言葉や人間社会のルールを教えてもらわないとわかりません。
大人になっても知能は人間の3才児くらいしかないので、覚えるのが遅くても教えたことを忘れても、「バカ犬だ！」と叱らずに、ほめながら優しく根気よく教えてください。



9 「もしも・・・」 を考えてください

ぼくたちは一生3才児です。
もしも迷子になったら、もしも突然の豪雨や洪水・地震・津波にあったら、ぼくたちの命が助かる方法を常に考えてください。



10 **さいご** まで一緒に **い** てください

ぼくたちが年をとって寝たきりになっても、最期までみまもり、そして見送ってください。
さいごの最期まで一緒に過ごしてくれたことをぼくたちは感謝します。



～災害から大事なペットを守るために～

平成29年7月九州北部豪雨では、多くの方が被災するとともに、ペットも被災しました。中には、飼い主と離ればなれになってしまい、あるいは生活再建のため、別々に暮らすことを余儀なくされたペットもいます。

九州災害時動物救援センター(大分県九重町)では、被災したペットの長期預かりを行っており、その当時は別々に暮らしているペットもいました。

毎年のように日本のどこかで発生している災害、ペットの生命を守ることができるのは「飼い主自身」です。「想定外」や「まさか自身が被災するとは…」といったことにならないように日ごろから備えましょう。

平常時にできる備え

住まいの防災対策

ペットのしつけと
健康管理・避妊去勢

ペットの所有者明示

一時預け先の確保

ペット用の避難用品や
備蓄品の確保

家族や地域
住民との連携

情報収集と
避難訓練

●人とペットの災害対策ガイドライン

平成30年2月、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が改訂されました。

▷災害時は「自助」が基本

人の災害時対策と同様に、ペットの救護や飼養についても飼い主による「自助」が基本となります。「自助」を行うためには、日ごろからの準備が重要です。

▷「同行避難」とは

飼い主が自身の身の安全を確保する場所までペットを同行することと定義されました。避難所でペットと同居することではありません。

▷自治体が行う災害時のペットの対策とは

被災者である飼い主の救護及びペットの救護、公衆衛生及び生活環境保全の観点から行うものと定義されました。

「もしも。。。」の時に備えましょう!!

- ① クレートトレーニング(ハウストレーニング)や、最低限のしつけ
- ② 動物用の非常用品の準備
- ③ マイクロチップや名札をつけるエマージェンシーカードを作る



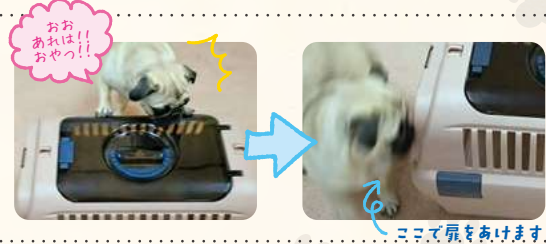
はちごちゃんのおんポイントレッスンのクレートトレーニング

これがアタシのお気に入りのクレートよ

クレート(ハウス)とは
移動できるおうちです。ならしておく、そのまま避難場所で動物の心を守れます。小型犬や猫でも便利ですが実は大きな犬でも心は同じです。犬が中で、動きがとれる自由はあるけれど、中でずれないくらいちょうど良い大きさが良いでしょう。扉のとりはずしが簡単で上部の天井も外れるタイプはトレーニングしやすいです。

子犬や食欲がある犬や猫は

クレート(ハウス)の中に匂いの強いごはんやオヤツを入れて扉をしめることを目の前ですると食べ物に執着をしてクレートのまわりをうろうろします。少し気持ちを高めておいて扉をあけると喜んで入っていきます。これで最初のステップは成功です。



もう大人になっている犬や猫などは

写真のように、扉もはずしてしまい、ごはんの時に食器を出入口付近におくことから始めます。毎日のごはんやりで食器をおく位置を変えていきます。次第に奥に奥にずらしていき、最後には体が全部入るように導きます。もしも、入らないときは、食器を出入口の外に置くことから始めます。警戒心の強いコは入るまで1ヶ月かかる場合もあります。ごはんは、子犬なら一日3回、成犬なら一日2回、毎日のことなので、ごはんの時は利用しましょう。また、ごはん時以外でも、オヤツで練習しているとともクレートが好きなコになります。



また いきなり扉をしめたりしません

十分に運動やお散歩をさせているかということも静かに入れる秘訣になります。何度もトレーニングをすれば犬が入って待つようになります。そしたら食器を出して食べている間は扉をしめ、食べ終わったら犬が落ち着いている時に、扉をあけます。少しずつ扉を閉める時間をのばします。



エマージェンシーカード
ペットの情報

ペットの名前: _____ 飼い主の連絡先: _____

生年月日: _____年 _____月 _____日 性別: _____

性別: オス() メス() 犬() 犬種: 大型() 中型() 小型() 連()

狂犬病予防注射履歴: _____ 済() 未() 混合ワクチン注射履歴: _____ 済() 未()

マイクロチップ履歴: _____ 済() 未()

かかりつけの動物病院: _____ 電話番号: _____

持病: _____ 服用している薬: _____

性格: _____

※エマージェンシーカード: 災害時はもちろん、クガや病気により救急車で運ばれるなど、普段の生活の中での不測の事態に備えて、個人の情報を記入したカードを作り携帯しておくものです。このカードに、ペットの情報を記入して携帯もしくは玄関のわかりやすい場所に置いておきましょう。

動物愛護管理法が改正されました

令和元年6月、動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、段階的に施行されました。法改正については、絆18号と20号でも取り上げましたが、今回は、改正法の施行が完了しましたので、改めて主な改正内容のまとめを紹介します。

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

環境大臣が基準を定めているとき、動物の所有者または占有者は、それらの基準を遵守する責務があることが明確化されました。

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進

①ペットショップやブリーダーなど第一種動物取扱業者の遵守基準（飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等）を具体的に明示
※詳しい遵守基準については、下記をご参考ください。

環境省ホームページ

「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html

②犬・猫の販売場所を事業所（店舗など）に限定

③出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限



3. 動物の適正飼養のための規制の強化

①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化

犬猫の所有者は、飼育している犬猫がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合、繁殖を防止するための措置を講じることが義務付けられました。

②特定動物（危険動物）に関する規制の強化

人の生命・身体・財産に害を加えるおそれがあるとして定められている特定動物について、愛玩目的での飼養が禁止されるとともに、特定動物の交雑種が規制対象に追加されました。

③動物虐待に対する罰則の引き上げ

殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

4. マイクロチップの装着等

①犬猫の販売業者（ブリーダー等）にマイクロチップの装着・登録を義務付け

犬猫の販売業者は、販売する犬猫に対しマイクロチップを装着し、必要な情報を登録することが義務となりました。

②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付け

マイクロチップを装着している犬猫を飼養している場合、登録している情報に変更が生じた場合は、変更の届出が必要となりました。
※詳しい内容については、下記をご参考ください。

環境省ホームページ

「犬と猫のマイクロチップ情報登録について」

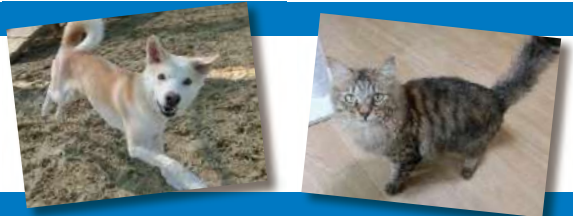
<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip.html>

改正された法律の円滑な運用にご協力をよろしくお願いいたします。

筑紫保健福祉環境事務所 住 所 大野城市大字白木原3丁目5-25筑紫総合庁舎内 電話番号 092-513-5599 管轄区域 筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市	粕屋保健福祉事務所 住 所 糟屋郡粕屋町大字戸原東1丁目7-26 電話番号 092-939-1744 管轄区域 古賀市・糟屋郡	糸島保健福祉事務所 住 所 糸島市浦志2丁目3-1 糸島総合庁舎内 電話番号 092-322-3268 管轄区域 糸島市
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 住 所 宗像市東郷1丁目2-1 宗像総合庁舎内 電話番号 0940-47-0344 管轄区域 中間市・宗像市・福津市・遠賀郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 住 所 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内 電話番号 0948-21-4973 管轄区域 直方市・飯塚市・宮若市・嘉麻市・鞍手郡・嘉穂郡	田川保健福祉事務所 住 所 田川市大字伊田3292-2 田川総合庁舎内 電話番号 0947-42-9309 管轄区域 田川市・田川郡
北筑後保健福祉環境事務所 住 所 朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎内 電話番号 0946-22-2741 管轄区域 小郡市・うきは市・朝倉市・朝倉郡・三井郡	南筑後保健福祉環境事務所 住 所 柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎内 電話番号 0944-72-2163 管轄区域 大牟田市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・三潴郡・八女郡	京築保健福祉環境事務所 住 所 行橋市中央1丁目2-1 行橋総合庁舎内 電話番号 0930-23-2245 管轄区域 行橋市・豊前市・京都郡・築上郡
公益財団法人 福岡県動物愛護センター 住 所 古賀市小竹131-2 電話番号 092-944-1281 管轄区域 https://www.zaidan-fukuoka-douai.or.jp/	福岡県動物愛護センターでは、県の保健福祉環境事務所に収容された犬猫の新しい飼い主を探す事業の他、犬のしつけ教室や猫の飼い方講座等の動物の愛護及び管理に関する普及啓発事業を行っています。詳しくは、福岡県動物愛護センターのホームページで案内しておりますので、左記URLあるいはQRコードからご覧ください。また、フェイスブックやインスタグラムでも、情報発信しているので、フォローをお願いします。	

福岡県動物愛護推進員について

動物愛護管理法に基づいて福岡県知事から委嘱を受けたボランティアです。県内の各地域で、動物の愛護と管理、特に犬や猫の適正飼養や不要な繁殖の防止（不妊去勢処置）などの普及啓発について、様々な活動を展開をしています。福岡県では、動物愛護推進協議会を組織して推進員の活動を支援しています。



福岡県獣医師会 事務局長より

令和3年1月に「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が施行され、これを受けて、令和4年3月に「福岡県ワンヘルス推進行動計画」が作成されました。「人と動物（家畜、愛玩動物、野生動物の別を問わず全ての動物）の健康と環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う一つのものである」との考えが「ワンヘルス」(One Health)です。私たちは、これらの健全な状態を一体的に守らなければならない、これが「ワンヘルス」の理念です。

私たちは、犬や猫の愛玩動物の健康を守る立場にありますが、逆に愛玩動物は人の健康づくりや生活の質（QOL）の向上に貢献しています。一方で、犬や猫への虐待、過剰飼育・繁殖による遺棄や殺処分といった問題も起こっています。

愛玩動物との関係をより良く保つためには、愛玩動物の重要性を理解し、飼育法を熟知することが求められます。

「絆」が皆さんの参考の一助となればと思います。あなたとあなたのペットのために。

